

第19次海外調査（欧州）報告書

概要版

- 第1 調査概要
- 第2 入札契約制度に関する新しい動き
- 第3 企業評価
- 第4 大手建設会社
- 第5 ユーロコンストラクト会議

平成15年3月

財団法人 建設経済研究所

（お問い合わせ先）

（TEL）03-3433-5011

（FAX）03-3433-5239

（Eメール）info@rice.or.jp

常務理事 鈴木 一

研究員 磯村 明彦

第 1 調査概要

1.1 調査目的

欧州における建設企業の事前評価機関、公共工事の入札契約制度、大手建設会社の組織経営及びヨーロッパにおける経営統合の動きを調査する。

(1) 調査項目及び訪問先

入札契約制度に関する新しい動き

英政府調達本部(OGC)、英貿易産業省(DTI)、仏経済財政産業省、オド・セヌ(Haut-de-Seine)県、

ローマ市公共事業局、伊公共事業省、ドイツ連邦交通建設住宅省、EU委員会域内市場総局

建設企業の事前評価機関

英CAPITA社(Construction Line)QUALIBAT(仏建築業者評価機構)

FNTP(仏土木工業会)、フランス銀行、伊公共事業省

大手建設会社の組織と経営&建設会社の経営統合

英コンカウト建設業者協会(BCCB)、仏ブイグ社、EU委員会企業総局(建設業担当)、ユーロコンストラクト会議

(2) 調査期間及び調査対象国

イギリス : 5月25日(土)~5月29日(水)

フランス : 5月29日(水)~6月2日(日)

イタリア : 6月2日(日)~6月4日(火)

A班 ベルギー(EU) : 6月4日(火)~6月6日(木)

アイルランド : 6月6日(木)~6月9日(日)

B班 ドイツ : 6月4日(火)~6月9日(日)

(3) 調査団

鈴木常務理事(団長),藤田研究理事(副団長)を含め8名で構成

第2 入札契約制度に関する新しい動き

2.1 イギリス

イギリスでは主に、新しい政府組織及び新しい契約方式について調査を実施した。

2000年に政府による公共調達のあるゆる部門を統合した OGC（政府調達本部）という組織ができ、政府調達に関するガイダンスの作成及び各省庁へのアドバイスを行っており、設立後3年間に政府全体で10億ポンドの節約を行うことを目標としている。また、建設局は従来、環境運輸地方省に属していたが、規制部門と業界の支援部門を切り離すため、貿易産業省に移管された。貿易産業省では、様々な産業界を見ていくことで、ベストプラクティスを業界に応用できると考えている。

新しい契約方式として、政府では長期的な関係を重視した PFI、プライムコントラクティング、デザインビルドの3方式を推奨している。同国の建設業界においては、発注者と業界の争いが非常に多く、業界は入札で安くビットして、設計変更等で、繰り返して価格を大きくしていくことが大きな問題になって訴訟も絶えなかった。この対立の環境から離れていくため、パートナーリングという概念が生まれ、発注者と受注者が、進捗状況を把握し、利益を共有しつつ、共通目標の合意、紛争解決方法の案出、継続的な改善への協力を通して、パフォーマンス改善のために協調することとしている。

プライムコントラクトは国防省が中心となって開発を進めた契約方式で、これを使うと、クライアントからデザイナー、コントラクターまでのチームとして統合される。プライムコントラクトでは、最低価格ではなくて、ターゲットコストという目標価格が設定され、目標価格よりもいくら節約できたか、もしくは超過したかということをチェックし、それを官民で共有する。そして OGC によるゲートウェイレビューというプロセスにより、プロジェクトの段階ごとに監視されていくことになる。

2.2 フランス

フランスでは主に、新公共契約法典の動きについて調査を実施した。

フランスでは、公共工事の発注方式はすべて「公共契約法典」により規定され、物品の調達も含めたあらゆる公共調達にかかわる規定であるが、かなり古いものとなっており、4年間の検討を経て、2001年9月に新公共契約法典が施行された。

新公共契約法典当初の一番の目的は、複雑になりすぎた体系を、発注者、受注者双方にとって簡素化するということであったが、改正により、手続きの透明化、EUの統一規格に沿った内容にするということ、中小業者が公平に入札に参加できる仕組みとすることということ、また価格のみではなく経済的にもっとも有利な手段に頼るようするという目

的もあわせてもった内容となっている。

その結果、フランスでは価格競争型入札は廃止され、「経済的に最も有利な手法」の選定を行うこととなった。「経済的に最も有利な手法」とは、契約の目的によって様々に組み合わせられる基準に依拠している。具体的な基準として、「ランニングコスト、技術的価値、履行機関、審美的及び機能的価値、採算性、アフターサービス及び技術的支援、納入日及び納入期限、役務の価格」を掲げており、「価格」が一番最後に記述されている。これは、価格を最優先にしないという精神が表れているものである。特に重視しているのが技術・品質面であり、オードセーヌ県においては、ISO と同レベルを目標にしているとのことである。価格競争が残っているのは、物品等の仕様が定まっていて、価格だけが問題なものに限定されているとのことである。またこうした改革に伴って価格競争型入札との関連で旧法典で規定されていた予定価格の規定が削除されている。

2.3 イタリア

イタリアでは主に、新しく制定された公共事業促進法について、調査を実施した。

同国では、96年から2000年にかけての平均GNP成長率は1.6%（EU平均2.6%）であったこと、95年にはイタリアの貧困層が650万人だったのが、99年には更に100万人も増加していること、インフレ率は96年以降3.1%と高率を維持していることもあり、2001年5月の選挙において、政権交代が起き、公共事業政策にも大きな変更が見られた。2001年12月に公共事業促進法が公布され、全体のネットワークを重視した大規模事業を優先している。同法では、公共事業基本法の特例を次の3項目に分けて行っている。

1) 計画業務の見直し

省庁間連絡会議（CIPE）に新たに州・自治県を加え、緊密な取り決めに基づいて計画を策定する。ちなみに、第一計画は2001年の12月に既に策定され、メッシーナ海峡大橋などの大規模プロジェクトが選定されている。

公共事業省は、計画に入れられている戦略的インフラストラクチャー及び生産設備の整備を推進することを目的として、関係各省庁の推進ととりまとめを役割として担う。

2) 承認手続の見直し

政府、州・自治県の合同の単一機関（すなわち CIPE）に国益にかなう戦略的インフラストラクチャー及び生産設備に限定して、承認、管理の権限を集中させる。

3) 実現手段の見直し

手続を簡略化し、民間資本の参加を促進させる。もし、それができない場合には、EU及び国際的規則に整合する手順で要件を備えた機器類の整っている施工者の参画を確保する。

2.4 ドイツ

ドイツでは主に、建設投資に関する現状や、入札制度の動向等について調査を実施した。ドイツでは、東西ドイツ統一の時に建設ブームとなり、旧東ドイツにおいてインフラ面では特に交通インフラ、住宅面で需要があり、特別住宅建設推進策がとられたが、東から西に人の移動が起き、旧東ドイツは約100万世帯以上が空き家となった。これが、建設活動が低迷していく原因となった。また、EU内の競争が激しくなり、国内だけでなく、EU各国企業が参入してきた。こうした中、大手ゼネコンのホルツマン社が倒産したが、連邦政府としては、発注案件が少なかったため、影響は少なかった。

ドイツの入札方式は、一般競争入札、制限競争入札、随意契約の3方式である。ドイツ連邦交通建設住宅省全体の建設については大半が公開入札であり、イギリス、フランス、イタリアと同様に建物の規模が大きくなればなるほど、そして技術的に高度な案件ほど、公開でなく、制限入札を行っている。随意契約はほとんど行っておらず、2000年の完成案件では、12万件のうち、随意契約は3,500件であった。

2.5 EU

93年の現行公共調達指令の改正案が、96年の「グリーンペーパー」、98年の「コミュニケーション」の公表及び意見集約を経て、EU委員会より2000年5月に提出された。当初は当年中に成立と言われていたが、最終決定過程が極めて複雑なためもあり、2003年入っても未だ成立していない。

形式的な改正は公共工事、物品及びサービスに関する3本の現行指令を一本化である。実質的な改正は、

電子調達制度 **electronic purchasing mechanism** の導入

特に複雑な契約について発注機関と候補企業間の「対話」**dialogue** を可能とする新たな柔軟化措置の導入

「枠組み合意」**framework agreements** を利用したより柔軟な調達方法の導入

技術仕様 **Technical specification** に関わる規定の明確化。

落札基準 **award criteria** に関わる規定の強化

適用下限額 **thresholds** の簡素化

公共工事 530万ユーロ、サービス・物品調達は中央政府で13万ユーロ、その他で20万ユーロに統一化された。

共通調達用語（**CPV common procurement vocabulary**）の導入、である。

第3 企業評価

3.1 欧州における企業評価の概要

各国ともそれぞれの公共調達に関する法令に基づいて発注者が入札参加者の技術的、財務的能力の審査をすることとしている。今回は、発注者によるこの審査に先立って企業の評価を事前に行っている第三者機関が存在しているかどうかを調査したが、存在している国はイギリス、フランス、イタリアで、ドイツには存在していないことが明らかとなった。また、存在している場合でもその機関に対して政府の関与があり、また実質的には大きな役割を果たしているが、法令上は直接の根拠規定がなくその評価機関による証明が入札参加者の必須事項でないイギリス及びフランスの場合と公共調達法令の規定に基づいているイタリアのような場合とに分かれることが明らかとなった。企業評価機関のうちフランスは技術力が中心、イギリス、イタリアは技術力及び財務力の両面を評価していると言えよう。

なお、今回の調査対象ではないが、EU 各国の調達関係の国内法の上位に位置付けられる EU 公共工事調達指令第 27 条に規定する公的リスト (Official List) は政府自体が作成する業者の事前評価リストであるが、これはスペイン、ギリシャ、ベルギー等 5 カ国がこのリストを有しているとのことである。上記のイギリス、フランス、イタリアの評価機関のリストはこれに当たらない。

(1) イギリス

建設業者の事前資格審査に関する全国統一システムとして DETR (環境・運輸・地方省) が 1997 年に運用を開始した「Construction Line」(コンストラクションライン)がある。これは、従来、各発注者がそれぞれの行っていた事前資格審査の無駄を省くとともに、建設業者にとっても各種の資格審査を受ける負担を軽くするという目的のもとに進められているものである。その内容は、建設業者に関する基礎的情報の他、経営状況、工事実績 (一部業界団体の保有データを活用)、職員の資格をはじめ、契約可能上限額等を含むものとなっている。発注者は、インターネットを通じてこれらの情報にアクセスすることが可能であるとともに、当該発注工事についての工事成績評価をフィードバックすることになっている。1998 年からは、それまで DETR において行っていたこれらの業務が、DETR との協定のもと、CAPITA という民間企業に移管された。「Construction Line」の利用は各発注者や建設業者に義務付けられているものではないが、「Construction Line」は、建設業者からの登録料等により運営されており、ユーザー (発注者) は利用料を支払う必要はない。CAPITA への移行当初、利用発注機関が 200 程度であったのに対し、現在 1,400 程度に増加しており、着実な発展を見せている。

(2) フランス

入札参加に際して第三者による証明が必要とされている。ISO9000S が活用されている他、民間機関による企業評価制度が広く採用され、定着していることが特徴的である。また、その評価は主として建設業者の技術力を中心としたものとなっている。建設部門別に評価制度が存在するが、このうち、建築、土木、電気等については政府との協定等に基づき、民間機関が企業評価を行っており、建築については建築業者評価機構 QUALIBAT（カリバ）が行っている。土木については、フランス土木工業会（FNTP）が行っているものがある。FNTP では、土木工事を 12 の専門工種に分類し、建設業者の技術力、施工能力等詳細に評価・証明している。過去 5 年の工事実績については、それぞれの発注者が発行する「能力証明」が活用されている。また評価は技術力に主眼が置かれ、経営力評価については、別途、フランス銀行等金融機関の資料が参考にされている。

(3) イタリア

1999 年の「公共事業基本法」制定以前、登録された建設業者数は約 50,000 社あったが、公共事業基本法制定に伴い基準を明確化した結果、ペーパーカンパニー等が排除され、現在その数は、約 35,000 社となっている。

企業評価については、大統領令に基づき、15 万ユーロ（約 2,000 万円）を超える公共工事に入札するためには企業評価を行うことを認可された SOA（Societa' Organismo Attestazione）と呼ばれる民間企業の資格認証取得が義務付けられている。SOA という形態が採用されたのは 2001 年からであり、イタリア全土で 58 社ある（2002 年 4 月現在）。

(4) ドイツ

今回の訪問国の中で唯一、他の欧州諸国に見られるような企業評価のシステムは存在せず、個々に企業評価を行っている。ドイツ連邦交通住宅省では、その理由として、システムを導入しても審査にかかる大幅な労力削減とはならないこと、システム自体が他国籍企業の排除を目的としていることなどを挙げている。

第4 大手建設会社

4.1 概要

欧州には売上高で世界のトップ 10 に入る会社が 4 社存在する。今回、訪問することが出来たのはブイグ社一社だけであったため、他の大手ゼネコンについては日系ゼネコンの現地法人あるいは現地の研究機関より取寄せた Annual Report を元に述べていくことにする。

各社の紹介に入る前に、欧米の大手ゼネコンの全体的な傾向を述べていきたいと思う。まず一番大きな特徴は、対象地域及び事業分野の多様さである。これは、売上げの大部分が国内であり、かつ一般建築・土木工事にほとんど特化している日本のゼネコンとは決定的に違う点である。会社の組織についても、この多様さに対応した組織の整備のため、純粋持株会社を採用している会社が多いようであり、M & A で組織の再編を図っている。もう一つの特徴は、従業員数の多さである。世界のゼネコン上位 10 社で考えてみると、日本の大手 5 社が 1 万数千人程度である一方で欧米ゼネコンは数万人から 10 万人を超える規模となっている。この点については、当研究所の第 16 次欧州調査報告書で述べているが、欧米の大手ゼネコンにおいては現場労働者を自ら雇用していることが一つの大きな要因と考えられる。

4.2 大手建設会社の例：ブイグ（フランス）Bouygues

1952 年に設立された新しい企業にもかかわらず急成長し、世界で有数の企業となっている。その急成長の象徴でもある素晴らしい本社をパリ郊外の Guyancourt という地に構えているが、これは、1988 年に「緑地帯のある環境の良いところに本社を移転したい」というブイグ氏の意向により、移転されたものである。敷地面積は 30 ヘクタールあり、そのうち 24 ヘクタールは緑地帯となっている。米国の建築家であるケビンロッシュ氏によってデザインされた社屋は、ブイググループの建築分野の総力を結集して作られたものであり、これがブイグ製品のいわばウィンドーとなることを目指したとのことである。

企業グループは、下の図表に示した 6 社が中心である。業務内容であるが、Bouygues Telecom は携帯電話事業を NTT DoCoMo と提携している通信会社である。TF1 はテレビ会社であり、Saur は水や電力・ごみ処理サービスといった公益事業を行っている。その他、Bouygues Construction は建設事業を、Colas は道路建設及び材料生産を、Bouygues Immobilier は資産マネジメントを行っている。あくまでもコア事業は建設業であるが、電話会社やテレビ局など全くの異業種へ多角化の手を広げている。

グループ各社別売上高・営業利益額（単位：百万円）

		2001	うち海外	2000
Bouygues Telecom	売上	155,991	0	108,520
	利益	3,046		10,462
TF1	売上	247,692	27,195	220,127
	利益	40,793		42,059
Saur	売上	270,536	96,053	237,749
	利益	9,246		11,585
Bouygues Construction	売上	657,140	362,237	592,183
	利益	7,506		11,600
Colas	売上	792,571	334,281	644,651
	利益	32,525		22,077
Bouygues Immobilier	売上	100,186	6,744	91,894
	利益	4,895		5,831
Other	売上	2,937	979	2,489
	利益	2,720		1,837

建設部門における発注者の官民別割合は、図表4 - 4の通りフランス国内では官庁工事割合が3割となっており、比較的日本の大手ゼネコンと同じレベルであるが、海外工事となると官庁工事の割合が高くなっている。

従業員数は海外勤務者および労働者を含めると12万6千人となっており、内訳は以下の通りである。

建設部門官民別売上高割合

		2001	2000
France	官	30.0	33.0
	民	70.0	67.0
International	官	41.0	35.0
	民	59.0	65.0
計	官	34.0	34.0
	民	66.0	66.0

第5 ユーロコンストラクト会議について

5.1 概要

- (1) テーマ：2002年～2004年の欧州建設産業の展望
欧州建設産業における統合の傾向と可能性
- (2) 開催場所：ダブリン（アイルランド）
- (3) 日時：2002年6月6日～7日
- (4) 参加機関：ヨーロッパ19カ国の研究機関、銀行、証券会社、建設業関係団体、
建設業関係企業、建設関連産業企業、etc
- (5) ユーロコンストラクト会議について

ユーロコンストラクトグループは、1975年に建設業界の分析や将来予測をするに当たって協力しあう必要性から設立された。その後、ユーロコンストラクトグループは拡大を続け、現在では西欧諸国のほとんどの国ばかりでなく東欧諸国も若干数加盟するまでになり、現在は19カ国19の研究機関から構成されている。

グループはヨーロッパ建設市場の分析や将来予測に関する幅広い研究を行っており、建設業界のあらゆる意思決定者に、最新かつ明確な国毎の情報を提供している。

会議は年二回行われ、2002年6月、第53回ユーロコンストラクト会議は設立以来始めてアイルランドの首都、ダブリンで開催された。会議の行われるダブリンキャッスルはダブリンの中心街にあり、9世紀にバイキングが最初の要塞としたところである。アイルランドの歴史にとって重要な役割を果たしており、現在は観光名所となっている。

今回の会議では、通常テーマである「2002年～2004年の欧州建設産業の展望」の他、トピックスとして「欧州建設産業における統合の傾向と可能性」も取り上げられている。